

第1 少年非行の概況

1 概況

- 令和4年中に岐阜県警察が検挙・補導した非行少年の数は381人で、前年に比べ9人（2.4%）増加した。
 - ・ 刑法犯少年は291人で、前年に比べ6人（2.0%）減少した。
 - ・ 特別法犯少年は83人で、前年に比べ11人（15.3%）増加した。
 - ・ ぐ犯少年は7人で、前年に比べ4人（133.3%）増加した。
- 令和4年中に岐阜県警察が補導した不良行為少年は9,424人で、前年に比べ1,032人（9.9%）減少した。

非行少年及び不良行為少年の検挙・補導状況 (人)

| 区分 | | 年別 | 令和4年 | 令和3年 | 前年対比(増減) | |
|------------------|----------------------------|------|------|------|----------|-------|
| | | | | | 人員 | 比率(%) |
| 非 行 少 年 | 刑 法 犯 少 年 | 犯罪少年 | 197 | 210 | ▲ 13 | ▲ 6.2 |
| | | 触法少年 | 94 | 87 | 7 | 8.0 |
| | | 小計 | 291 | 297 | ▲ 6 | ▲ 2.0 |
| | 特 別 法 犯 少 年 | 犯罪少年 | 65 | 64 | 1 | 1.6 |
| | | 触法少年 | 18 | 8 | 10 | 125.0 |
| | | 小計 | 83 | 72 | 11 | 15.3 |
| | ぐ 犯 少 年 | 7 | 3 | 4 | 133.3 | |
| | 合 計 | | 381 | 372 | 9 | 2.4 |

| | | | | |
|----------------------------|-------|--------|---------|-------|
| 不 良 行 為 少 年 | 9,424 | 10,456 | ▲ 1,032 | ▲ 9.9 |
|----------------------------|-------|--------|---------|-------|

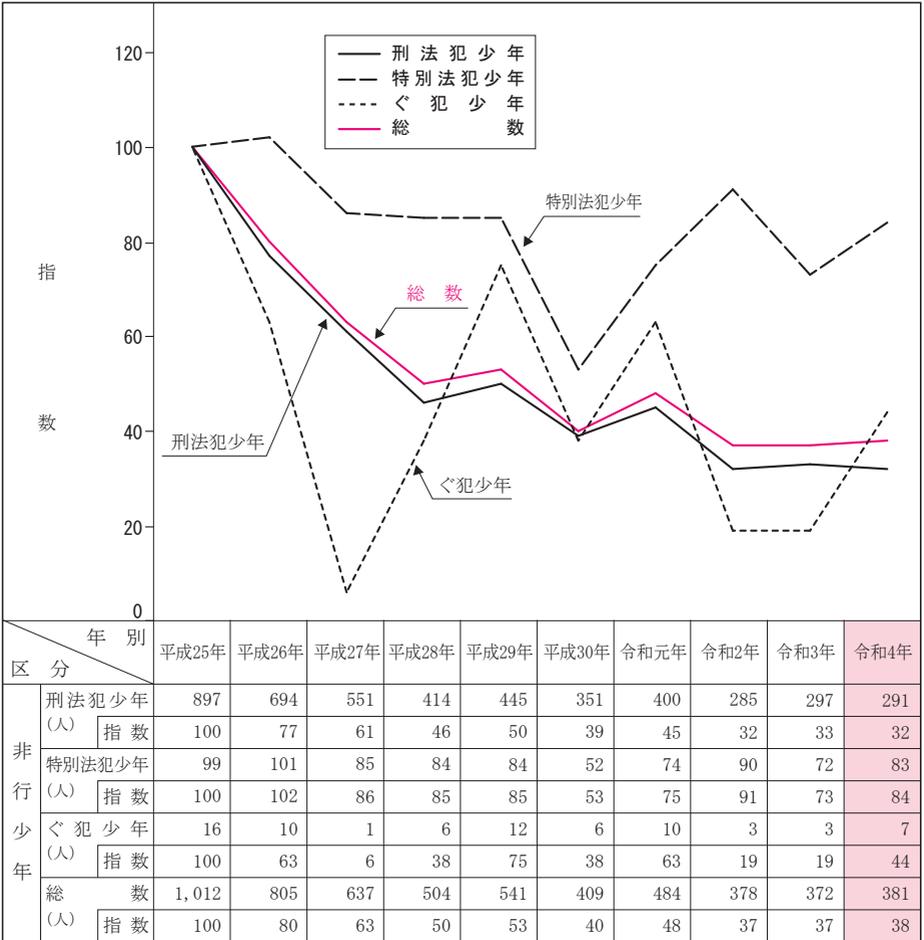
(注) ▲印は、減少を示す。

2 非行少年の年別推移(過去10年)

平成25年を100とした指数で見ると、令和4年は次のとおりである。

- ・ 刑法犯少年 32
- ・ 特別法犯少年 84
- ・ ぐ犯少年 44
- ・ 総 数 38

非行少年の年別推移



(注) 指数欄は、平成25年を100とした指数を示す。

3 特徴的傾向

(1) 刑法犯少年

- ア 検挙・補導人員が減少
非行のパロメーターといわれる刑法犯少年は291人で、前年に比べ6人(2.0%)減少した。
- イ 全刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合が増加
成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員(2,824人)に占める少年の割合は10.3%で、前年に比べ0.7ポイント増加し、全国29位で全国平均(11.4%)を1.1ポイント下回っている。
- ウ 検挙・補導した少年の再犯者率が減少
触法少年を含む再犯者率は23.0%で、前年より1.2ポイント減少し、触法少年を除いた再犯者率は30.5%で、前年より1.4ポイント減少した。
- エ 粗暴犯以外の罪種で減少
凶悪犯の検挙・補導人員は3人で、前年に比べ4人(57.1%)減少した。
粗暴犯は81人で、前年に比べ4人(5.2%)増加し、窃盗犯は136人で、前年に比べ1人(0.7%)減少し、知能犯は8人で、前年に比べ6人(42.9%)減少し、風俗犯は5人で、前年に比べ7人(58.3%)減少した。
- オ 刑法犯少年の約半数が窃盗犯
刑法犯少年の罪種別構成比は、窃盗犯が46.7%で、前年に比べ0.6ポイント増加した。
10年前(平成25年)は59.2%で、概ね50%前後で推移している。
- カ 非行の中心は初発型非行
初発型非行(万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領)での検挙・補導人員は116人と、前年に比べ1人(0.9%)増加し、刑法犯少年の39.9%を占めている。
- キ 街頭犯罪の3割が少年
県民の体感治安を悪化させている街頭犯罪(自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくり、自販機ねらい)の全検挙・補導人員に占める少年の割合は30.1%で、前年に比べ1.4ポイント増加した。
- ク 中学・高校生が半数を占める
学職別では、中学生(76人)が高校生(71人)を上回り、刑法犯少年に占める中学・高校生の割合は50.5%で、前年に比べ7.1ポイント減少した。
一方、小学生が53人で18.2%を占め、7年連続で10%を超えた。
- ケ 女子の刑法犯少年が増加
刑法犯女子少年は54人で、前年に比べ10人(22.7%)増加した。

(2) 特別法犯少年

- ア 検挙・補導人員が増加
特別法犯少年は83人で、前年より11人(15.3%)増加した。
- イ 法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が約3割を占める
法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の25人(30.1%)が最も多く、次いで軽犯罪法違反23人(27.7%)、迷惑行為防止条例違反の7人(8.4%)と続いている。
- ウ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反の25人中20人が、インターネットを利用して犯行に及んでいる。

(3) く犯少年

く犯少年として通告・送致した少年は7人で、前年より4人(133.3%)増加した。

(4) 不良行為少年

- ア 補導人員は減少
不良行為少年として補導した少年は9,424人で、前年に比べ1,032人(9.9%)減少した。
- イ 喫煙、深夜はいかいが全体の4分の3
行為種別の補導人員は、喫煙が3,998人(42.4%)、次いで深夜はいかい3,003人(31.9%)であり、両行為で全体の74.3%を占めている。
喫煙が2年連続で減少する一方、深夜はいかいは前年より増加した。